

市町村立学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年12月25日

新潟県人事委員会

委員長 氏家 信彦

新潟県人事委員会規則第6-1948号

市町村立学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員のへき地手当等に関する規則（規則第6-492号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>附 則</p> <p>1 (略)</p>	<p><u>(へき地手当と地域手当との調整)</u></p> <p><u>第4条の2 へき地学校等に勤務する職員には、市町村立学校職員給与条例第18条の2の規定による地域手当の額の限度において、へき地手当は支給しない。</u></p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p><u>2 市町村立学校職員給与条例附則第17項の規定による給料を支給される職員に対する第4条の2の規定の適用については、同条中「市町村立学校職員給与条例第18条の2の規定による地域手当」とあるのは、「市町村立学校職員給与条例附則第17項の規定による給料」とする。</u></p>

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の市町村立学校職員のへき地手当等に関する規則の規定は、令和7年4月1日から適用する。